

富田地区防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この組織は、富田地区防災連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 協議会は、地区住民の相互共同の精神に基づき、地区内の防災関係団体の活動を効果的に運用することにより、自主防災体制の確立を図り、もって地震その他の災害(以下「災害」という。)に強いまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区防災体制の確立及び連携に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 災害時における避難場所の運営に関すること
- (4) 要支援者支援に関すること
- (5) 防災訓練等の訓練計画の作成等に関すること
- (6) その他防災に関すること

(組 織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 富田地区連合自治会 会長、副会長
 - (2) 富田地区連合自主防災隊 隊長、副隊長
 - (3) 四日市市消防団富田分団 分団長、副分団長
 - (4) 富田地区社会福祉協議会 会長
 - (5) 富田地区民生委員児童委員協議会 会長
 - (6) 富田地区市民センター 地域マネージャー
 - (7) その他、地区防災の知識を有する者
- (地区防災の知識を有する者は協議会の会長が指名する。)

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は富田地区連合自治会会長をもって充てる。
- 3 会長は本組織を主宰し、これを代表する。
- 4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

3 会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業及び計画に関すること

(2) その他必要な事項に関すること

4 協議会の会議に、必要に応じて有識者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 会議で決定した事項のうち、防災対策上会長が特に必要と認める事項について、地区住民に周知を図るものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、第4条(組織)の次の者によって構成する。

(1) 富田地区連合自治会 会長、副会長

(2) 富田地区連合自主防災隊 隊長、副隊長

2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。

(1) 富田地区連合自主防災隊隊長及び副隊長が事業計画に関する案を具体的に検討する。(企画・立案)

(2) その他幹事会が特に必要と認めた事項。

(協議会の事務所)

第8条 協議会の事務所は、富田地区市民センター内に置く。

(富田地区防災計画)

第9条 協議会は、災害の予防及び災害による被害の防止並びに軽減を図るため「富田地区防災計画」を別に定める。

附則 この規約は、平成18年 6月 6日に作成
平成19年 4月 1日から適用
平成23年 4月 1日一部改正
令和 3年 6月14日一部改正